



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-29325 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

第03号

第3回口頭弁論は6月26日(水)!

東京地裁 103号法廷 / 14:30 ~ 2次原告が意見陳述します

❖ 4月17日、東京高裁、地裁に続いて差し止め請求を棄却!

2月5日、東京地裁民事第38部・朝倉佳秀裁判長が、私たちの訴訟の、差し止め請求部分について、たったの一度も口頭弁論を開かずに却下の決定を下したことは、すでにお知らせした通りです。この不当な判断に抗議し、原告団・弁護団は2月20日に控訴を申し立てました。

ところが、4月17日、東京高裁民事第11部は、同様の趣旨でこれまた一度も口頭弁論を開かないままに、棄却の決定を下しました。弁護団は、「形式的不備」「手続き論」で、門前払いを食わせた原判決が、「不備(というならその)補正手続」をしようとする事もなく、実質上、納税者基本権を否定するなど法律解釈の中身に入っており、それを口頭弁論も開かずに却下したことは、裁判の権利を否定するものであって、一審に差し戻すことを要求するなどした控訴理由書を準備していたところでした。東京高裁の今回の判決も、不適法でないものを不適法と決めつけ、違法に違法を重ねた、許しがたいものというほかはありません。これについては、5月7日、最高裁への上告手続きを行いました。

❖ 5月8日第2回口頭弁論

損害賠償請求部分に関する2回目の口頭弁論は、5月8日(水)、東京地裁103号法廷で開かれました。今回は原告の陳述などではなく、弁護団から国側準備書面(1)に対する求釈明がなされました。主な内容は、国側の主張は、本件訴訟で問題になっている諸儀式のうち、国事行為および政府主催行事については「被告=国が主体となっておこなう」が、その他大礼関係行事については「被告が主体ではなく、皇室の行事として行われるものである」としている。この点について、「皇室」という言葉が具体的に意味するものは何か、国の存在または関与を前提としない「皇室」が存在しうる根拠は何か、国が主体となつて行う行事と、皇室が主体となつて行う行事を区別するものは何か、「皇室」が主体となつて行う行事に国は関与するのかわからないのか、すでに行われている行事に宮内庁職員などが関与している事実があるが、国が主体となつて実施するものではないと言える根拠は何か、さらに、原告の政教分離違反という主張に実質的な反論を行わないというの

が国側の姿勢か、と問いただすものでした。

これらは、今後、原告・弁護団が、現在進行形で進められているさまざまな儀式を、具体的に問題にしていくときの前提ともなるものですから、被告側にはきちんと答えてもらいたいものです。

❖ 6月26日第3回口頭弁論へ!

5月24日・25日、私たちの会は、東京で行われた第32回政教分離全国集会に取り組みました。今回は、ノー!ハブサ訴訟と、安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京と、3団体で受け入れ団体になりました。「代替わりとマスコミ報道」と題した、人権と報道・連絡会の中嶋啓明さん(靖国天皇制問題情報センターの通信に、「今月の天皇報道」を連載中)の講演、酒田芳人弁護士による即位・大嘗祭違憲訴訟報告、夜の交流会、翌日の各地からの報告を含めて、熱気に満ちた討論がかわされました。

さて、6月26日(水)には、第3回口頭弁論が行われます。次回弁論から、77名の原告で、3月31日(日)に提訴した第2次訴訟と併合される見込みです(前号ニュースで「76人の原告で、3月26日(火)に提訴」としたのは誤りでした。お詫びします)。以後、318名の原告団で、今後の訴訟が闘われることとなります。次回期日では、2次原告から2名が陳述する予定で、さらに、「剣璽等承継の儀」や「即位後朝見の儀」、「斎田点定の儀」など、実際に行われてしまった儀式について、その内容をただす準備書面が提出される予定です。ぜひ、多くの人の傍聴を呼びかけます。

第3回口頭弁論

2019年6月26日(水)14時30分~

東京地方裁判所103号法廷(地下鉄霞ヶ関駅下車)
終了後、弁護士会館にて報告集会(予定)

*傍聴券抽選が30分前頃にあると思われます。積極的な傍聴支援をお願いいたします。

〔第2回口頭弁論報告〕

山に向かって目を上げる

星出卓也 ●事務局

即位礼・大嘗祭違憲訴訟の第2回口頭弁論は、明仁退位、徳仁即位の改元旋風の直後となった。マスコミ、テレビ報道は、連日、連夜、天皇漬け。朝から夜まで「新たな時代の幕開け」と盛り上げる。5月1日水曜日の朝日新聞は、どこを見ても改元と天皇の大きな記事や写真ばかり。反対集会や抗議デモの記事は、社会面の小さな、小さな、ほんの数段の記事。巨人ゴリアテに立ち向かう、少年ダビデのような気分になる。

第2回口頭弁論の水曜日も、国側の代理人は、ゾロゾロと10人もいようかと言う人数が法廷の被告側に並ぶ。高給で雇われた代理人たちが、あんなにも沢山。原告側は皆が手弁当。

国側の代理人は、連休前の4月17日に、東京高裁が差し止め部分を口頭弁論も開かず、スピード棄却をやってのけたおかげで、「余裕」の面持ちだった。被告の準備書面では、政教分離原則も、国民主権も、何も持ちださない。何も触れない。そのままお茶を濁していれば、裁判官がさっさと却下をしてくれるだろう、という気楽な雰囲気である。あんな呑気な仕事ぶりで、高額な報酬をもらっていると思うと、腹が立つ。

そんな楽な仕事だけでは済ませませんよ、と原告側代理人は、求釈明の申し立てを行った。国側の準備書面は、それは「皇室」がやったことで「国」とは違うから、国は関係ありませんよ、と言う詭弁を連発する。じゃあ、「国」と独立している「皇室」という存在は一体何なのか？ 国が主体となって行う行事と皇室が主体となって行う行事の、どこがどう区別されるのか？ そもそも原告が問う、政教分離違反、国民主権に反するとの主張に対して、どうしてあなたたちは何の反論もしないのか？ などなど、質問を投げかける。

国側の代理人は、やる気なさそうに、まあ、後ほど書面で答えましょうと、期限ぎりぎりでも適当な言い訳でやり過ぎて、後は裁判官が却下するのを待つばかりという感じ。裁判官は裁判官で、さっさと2次原告の、住所の不備を訂正してくださいと、手続きのことばかりを気にする。きっと、この裁判官も、憲法原則には何も触れず、手続きだけそろえて、棄却する感じだなと思うと、やるせなくなる。この鉄の扉をこじ開けるのは、どうしたら



いいのか？と途方に暮れる気持ちになる。

ゴリアテの前に立ったダビデは、どんな気持ちだったのだろうと考える。聖書を引っ張り出し、サムエル記上を読む。少年のダビデは、ぜんぜんひるまない。圧倒的な力の差を見ても、絶望しない。私のように、ため息もつかず、勝利を堅く確信して動じない。ダビデよ。あなたのその内側から湧いてくる力は、いったいどこからくるのか。

「私は山に向かって目を上げる。私の助けは どこから来るのだろうか？……」

ダビデの詩を読んで、噛みしめて、少し力を得る。ああ、ダビデもこの様な風景を見ながらも、その後ろにあるもともっと大きなものを見つめて、揺るがなかったのだなあ、と思った。

遠方から自費で駆けつけた原告の方々。大阪から。沖縄から。そんな姿を見ると、元気になる。5月28日のノーハプサの判決も、5秒読み上げただけの却下。ひどい判決の連続に、腐ってはいられません。遠い韓国からも駆けつける仲間がいるのですから。嘘で固められた世界の後ろには、やはり変わることはない真実な世界があるのですから。

キング牧師もまた、立ち足かかる圧倒的な現実を前にして、「いつの日か、打ち勝つ日が必ず来る。私たちは必ず乗り越える。」と、手と手を取って行進した。あの同じたいまつを、手にして行進する仲間に加わっていると思うと、嬉しくなります。先人たちも歩んだいばらの道を、希望と共に皆さんも一緒に歩きましょう。

そんなことを考えていたら、某新聞が、私の下に届いた。その新聞は、一面いっぱい、天皇代替わり問題抗議の記者会見の写真が、掲載されていた。ああ、いつの日か、朝日新聞よ。あなたの一面もこのようになる日が来るように。そんな夢を、私は夢見る今日この頃です。

[第32回政教分離訴訟全国集会]

天皇「代替わり」の儀式性について熱く討論

羽黒仁史 ●事務局

春過ぎて梅雨に入るかと思いきや、うだるような暑さが東京に訪れた。そんな5月の下旬——2019年5月24日と25日——、早稲田の日本キリスト教会館にて「第32回政教分離訴訟全国交流集会」が開催された。北海道から沖縄にかけて日本列島各地から政教分離訴訟に関わるさまざまな人びとが参集し、会場は満席となった。参加者は総勢で約60名。

2日にわたる集会は中島啓明氏の講演で始まった。タイトルは「代替わりとマスコミ報道」。天皇代替わりにともない、マスコミの各種報道によってわたしたちの生活空間が天皇の信仰と諸儀式に塗りつぶされようとしている状況のなかで行われたこの集会の幕開けにはふさわしいものだった。前回の代替わりにおいて天皇に対して敬語をつかわないという地方記者の悲壮な「決起」があった等のエピソードを上げつつ、天皇に対する敬語がマスコミ内部ですらほとんど問題化されない現在の状況と比べ、いまのマスコミ内部において天皇への敬語がまったくといっていいほど自然化されていることを批判するとともに、マスコミが演出する祝賀雰囲気＝同調圧力による「統合」は、ジャーナリストが別決すべき現代日本における経済格差などの問題をまさしく隠蔽するものであり、それは「弱い側にガマンを強いるものでしかない」という言葉で講演は結ばれた。

講演の熱を引き継ぐかたちで「即位・大嘗祭訴訟」について酒田芳人弁護士による報告が行われ、いくつかの問題提起がなされた。まず、差止訴訟の却下判決に対する控訴が口頭弁論を経ないまま控訴棄却判決がなされたこと、国賠訴訟について国は政教分離違反および国民民主権原理違反の内容については棚上げにし、天皇即位にとまなう一連の儀式の一部は国事行為であり、国事行為ではない儀式は「皇室」の行事であると反論していることなどが報告された。そして信仰を有しない人びとに天皇代替わりの一連の儀式の問題性をいかにして訴えていくかということ、そして天皇代替わりが帯びる宗教性をいかにして分節化して認識し、政教分離という視点からどのように批判していくべきか、ということなどが問題提起された。その提起を受け、議論は盛り上がった。例えば、参加者のひとりからは、天皇制を漠然と尊重している人



間にこそ統合機能は最も果たされるのであり、その連鎖がもたらす同調圧力に対して拒否することを「信教の自由」だと捉える必要があるといった意見が出た。

その後は「安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京」と「ノー！ハプサ（NO! 合祀!）」の訴訟報告がなされた。前者の報告ではこれまでの経緯、すなわち去年の6月6日に行われた控訴審第2回口頭弁論で大段亨裁判長が審理を突然に打ち切り、結審したこと、そしてその後の再三の弁論再開申立にもかかわらず、10月25日に安倍首相を筆頭とする公人の靖国参拝についての憲法判断を回避し、控訴を却下したことが説明された。そして後者の報告では、韓国の遺族たちが靖国合祀の取り消しを求めた第二次訴訟の第一審判決がいよいよ迫り来ていることが述べられ、日本の植民地主義との闘いへの結集が呼びかけられた（なお、5月28日に東京地裁は請求を棄却することで植民地主義に加担した）。

2日目は各地からの報告。すべて紹介する余裕はないのでいくつかを。まず、北海道からは護国神社の例大祭の時期の6月5日に行われる集会（今年で38回目!）で大逆事件についてやるということ、そして関係市町村の議員や国会議員等に対して参拝しないよう申し入れをしていること、北海道神宮に捧げる稲穂を収穫するための田んぼで行われている「田植え祭」（なんと庁の職員が参加しているようだ）なるものに対して新しい取り組みを考えていると報告された。そして大嘗祭の主基田の地になった京都のほうからは、抗議行動などを展開する予定だと力強い表明がなされた。

今年は政教分離が大きく揺らいでゆく年になるかもしれない。粘り強く闘っていこう。

〔第32回政教分離訴訟全国集会〕

私と交流集会との関わり、来年は札幌へ！

相馬 宏 ●原告（北海道旭川）

2006年3月3日、札幌地裁は画期的違憲判決を出しました。いわゆる砂川政教分離訴訟（空知太神社訴訟）です。前年の第24回政教分離を守る北海道集会の講師にお招きした東京大学教授の高橋哲哉さんは、私どもの集会の翌月、四国で開催された第18回政教分離訴訟全国交流集会の講師を務められました。私は、冗談半分に高橋教授にその交流集会是北海道でも開催可能かどうかお尋ね願えますか、という伝言を依頼いたしました。ところが、想定外にも当該事務局の方から来年度の開催地に旭川が決定されたという連絡が入りましたので、一瞬大変な事をしてしまったと思う間もなく、とまかく次年度の集会の計画を練ることに相成ったという次第で、第19回全国交流集会が初めて北海道（旭川）で開催されたのです。

私と政教分離訴訟全国交流集会との出会いのきっかけはそういう事情によるもので、それ以後、各地で開催される交流集会には欠かさず参加させてもらっています。あまり遠い旅行もしていないので、初めて訪れる土地も多くありました。折角なので少し余裕をもって近隣の土地にも足を運んでみる機会を敢えて作り、自分なりに楽しみながら参加しています。

しかし、集会の中身は毎回当然厳しいテーマの連続で、弁護士先生方の専門的な知識による討論などにはなかなか入っていけないまま過ごすことが多かったようです。今年も即位大嘗祭違憲訴訟の訴訟経過と見通しなどについて報告と解説がありました。原告としての立場を弁えずに、ただただ聞いているのみであります。今回の集会の正式な参加者の数は把握しておりませんが全国各地から約6～70名の方々がお集まりになったと思います。各人に1年ぶりに再会することも楽しみのうちの一つです。

私たちが関わった砂川政教分離訴訟は既に終わっています。あの画期的な1審判決からは13年が経過していますし、最高裁大法廷判決からは今年で9年を経過しました。各地の訴訟でいつも感服させられますのは、それらの判決の日を毎年何らかの形で記念日として刻み続けておられることです。

図らずも、来年2020年は当交流集会が北海道（札幌）開催となりました。実は昨年の交流集会において内定していただきましたので、私たちは昨年末から日程と会場について検討を始めました。旭川を離れ札幌での開催となるので準備もいつもと異なることから札幌で準備会議を立ち上げました。その結果、真宗大谷派札幌教務所様の全面的なご協力

を得て会場をお借りすることができました。

北海道集会では何をご提供できるか、まだまだ思案の段階ですが、砂川政教分離訴訟大法廷判決からちょうど10年目になることや、北海道には恵庭事件、長沼裁判など特に平和的生存権や憲法9条に関わる重要な裁判が行われたことなどから、模索していけたらと考えております。詳細は後日改めてご連絡いたしますが、とりあえず日程と会場をお知らせいたします。

- 日時 2020年6月19日（金）午後1時ごろ～20日（土）午前中まで
- 会場 真宗大谷派北海道東本願寺会館（札幌市中央区南7条西7丁目290 ☎011-511-5211）

*近年、本州方面や外国からの観光客も多く会場周辺にはホテルもそれなりにありますが、できるだけ事前に確保頂くようお願いいたします。多くのご参加をお待ちしております。

活動日誌（4月-6月）

- 4月3日（水） 弁護団会議
- 4月17日（水） 東京高裁民事第11部、差し止め請求部分控訴審の棄却決定
- 4月19日（金） ヤスクニキャンダル行動学習会で、酒田芳人弁護士が講演
- 4月23日（火） 弁護団会議
- 5月1日（水） 新天皇いない銀座デモの集会で、吉田哲也弁護士がアピール
- 5月7日（火） 差し止め請求部分に関する上告兼上告受理申し立て
- 5月8日（水） 第2回口頭弁論（東京地裁103合法廷）、報告集会（弁護士会館）
- 5月13日（月） 弁護団会議
- 5月18日（土） 政教分離の会の集会で、酒田芳人弁護士が講演
- 5月24日（金）・25日（土） 第32回政教分離訴訟全国集会
- 5月30日（木） 弁護団会議
- 6月10日（月） 弁護団会議
- 6月12日（水） 弁護団会議
- 6月13日（木） ニュース03号発送、第5回事務局会議